

定量化された経済全体の排出削減目標の 達成状況と関連情報



3.1 緩和行動とその効果

3.1.1 国内の制度的取り決めに関する情報

3.1.1.1 推進体制の整備

政府においては、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする「地球温暖化対策推進本部」、各省の局長級の会議である「地球温暖化対策推進本部幹事会」を中心に、関係府省庁が緊密に連携して地球温暖化対策に取り組むこととする。

地域においては、関係府省庁が協力して地球温暖化対策の地域における取組をバックアップするため、各地域ブロックに設置された「地域エネルギー・温暖化対策推進会議」を、地方公共団体、地球温暖化対策地域協議会、地域バイオマス協議会等と連携しつつ、活用する。

なお、国、地方自治体、事業者、国民が一丸となって地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第8条第1項に基づき、今後、「地球温暖化対策計画」を策定する。

3.1.1.2 対策・施策の進捗管理

本章に記載した対策・施策については、厳格に進捗管理を行うこととしている。

地球温暖化対策の実効性確保のため、国の対策・施策や事業者の自主的な取組（低炭素社会実行計画）について、政府の審議会を通じて、毎年度進捗点検を行っている。また、年2回（速報値及び確報値）温室効果ガス排出量を算定し、部門別・ガス別排出量の動向を確認している。

3.1.2 緩和行動に関する政策措置とその効果

3.1.2.1 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

(1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

a) エネルギー起源二酸化炭素

1) 低炭素型の都市・地域構造及び社会システムの形成

都市・地域構造や交通システムは、交通量の増減等を通じて、中長期的にCO₂排出量に影響を与え続けることから、都市計画、農業振興地域整備計画その他施策との連携を図りつつ、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画制度を通じ、太陽光等の化石燃料以外のエネルギーの利用促進、市民、事業者の温室効果ガスの排出抑制に関する活動の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進その他の地域環境の整備・改善などを推進し、中長期的な観点から、低炭素型の都市・地域構造や社会経済システムへの転換を促進する。この際、エネルギー需要密度の高い都市部においては、「都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）」（以下、「エコまち法」という。）に基づく低炭素まちづくり計画制度により、同実行計画との適合や都市計画マスタープランとの調和を図りつつ、エネルギーの面的利用やヒートアイランド対策等により都市のエネルギー環境を改善するとともに、都市機能の集約化等を通じて歩いて暮らせる環境負荷の小さいまちづくり（コンパクトシティ）を実現するなど、低炭素型のまちづくりを促進する。

2) 部門別（産業・民生・運輸等）の対策・施策

A. 産業部門（製造事業者等）の取組

(a) 産業界における自主的取組の推進（「低炭素社会実行計画」に基づく事業者による自主的な取組等）

地球温暖化対策推進法に基づく排出抑制等指針を策定・公表すること等を通じ、事業者が、自主的・積極的に環境に配慮した事業活動に取り組むことを推進する。また、排出抑制等指針が策定された分野においても、利用可能な最先端の技術（BAT）等の技術動向等を踏まえ、随時見直しを行う。

産業界は、産業・業務・運輸・エネルギー転換の各部門において、主体的に温室効果ガス排出削減計画（自主行動計画）を策定して排出削減に取り組み、これまで十分に高い成果を上げてきたものと評価されている。2013年度以降の取組として、各業種が、世界最高水準の低炭素技術やエネルギー効率の維持・向上等を前提とした「国内の事業活動における2020年の削減目標」、「低炭素製品・サービス等による他部門での削減」、「国際貢献の推進（海外での削減の貢献）」、「革新的技術の開発・導入」を柱とする温室効果ガス排出削減計画（低炭素社会実行計画）を策定・実施することとしており、事業者による自主的な取組を進めるとともに、その策定状況及び進捗状況について、引き続き政府が厳格な評価・検証を行っている。また、産業界は、2020年度以降の取組として、2030年に向けた低炭素社会実行計画の策定を進めており、政府としても各業界の計画策定を促進している。

(b) 省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進

事業者の省エネ投資意欲を引き出すため、工場、事業場等における設備更新の際に、先端省エネ設備への入替え等の支援措置を実施する。なお、産業部門の事業者の約9割（エネルギー使用量ベース）が「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）」の規制対象であることから、定期報告書等に基づき、エネルギー消費原単位の改善や判断基準の遵守に問題のある特定事業者等に対して、指導等を実施する。

このほか、製造業以外においても、建設業における低燃費・低炭素型建設機械の普及、農林水産業における温暖化対策導入支援・研究開発等に取り組む。

B. 業務その他部門の取組

(a) 設備・機器の省エネ化・低炭素化

製品の製造・輸入事業者に対し、3～10年程度後に、現時点で最も優れた機器の水準に技術進歩を加味した基準を満たすことを求めるトップランナー制度等により、機器の省エネ性能向上を図る。トップランナー制度については、引き続き新たな対象機器の追加を検討するとともに、目標年度に到達した対象機器の基準見直しに向けた検討を実施する。

また、地球温暖化対策推進法に基づく排出抑制等指針の活用を通じ、事業者による設備等の省エネ化・低炭素化を推進する。

(b) 住宅・建築物の省エネ性能の向上・低炭素化

規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化する。これに向けて、中小工務店・大工の施工技術向上や伝統的木造住宅の位置付け等に十分配慮しつつ、円滑な実施のための環境整備に取り組む。2015年7月には大規模非住宅建築物のエネルギー消費性能基準への適合義務等を措置した「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）」が公布されたところ。引き続き、省エネルギー対策の一層の普及や住宅・建築物や建材・機器等の省エネルギー化に資

する新技術・新サービス・工法の開発支援等を実施する。また、建築材料についてはトップランナー制度を導入し、断熱材に加えてサッシ及び複層ガラスを対象としている。さらに、より高い省エネ性能を有する低炭素認定建築物の普及促進を図る。また、住宅・建築物の省エネルギー性能、NEB (Non-Energy Benefit) の観点も含めた室内環境、ライフサイクルの各段階における CO₂ 排出量等も含めた総合的な環境性能について、客観的で分かりやすい評価・表示制度 (CASBEE : 建築環境総合性能評価システム) の充実・普及を図る。

エネルギー消費量が増大している住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を推進し、2030年までに新築住宅・建築物の平均でネット・ゼロ・エネルギー化を実現することを目指す。

また、既存の住宅・建築物について、ストック全体の低炭素化のため、省エネ・低炭素改修や運用改善への支援、温室効果ガス削減ポテンシャル診断、エネルギー消費データの利活用等を進める。また、性能の高い機器への転換等について、今後必要となる多面的施策を検討する。

(c) エネルギーマネジメントによるエネルギーの賢い消費の実現等

機器のエネルギー消費効率を飛躍的に高め使用方法を改善するとともに、そのネットワーク化を通じて、エネルギー消費が無駄なく最適化される社会を目指し、消費者がエネルギー需給とその管理に主体的に参画・貢献する「エネルギーマネジメント」により、エネルギーの賢い消費を実現する。

具体的には、ディマンドリスポンスの実証や電力システム改革を通じて、IoT 等の新たな技術を活用した革新的な省エネビジネスを促進する。また、インフラとなるスマートメーターの整備を進め、2020年代早期に全世帯・全事業所にスマートメーターを導入する。並行して、エネルギーマネジメントシステム (HEMS、BEMS 等) の導入を進め、日本全体でエネルギーを賢く消費する環境を整備するとともに、エネルギー消費データの利活用による取組を推進し、エネルギー消費の最適化を目指す。

上下水道・廃棄物処理等インフラにおいても、再エネ・省エネ対策を推進し、業務部門における温室効果ガスの排出抑制を推進する。

グリーン ICT の推進による CO₂ 排出量の削減に向けて、新たなグリーンデータセンターの推進等、IT 利活用によるクリーンで経済的な社会の実現に向けた事業化、普及促進に係る取り組みを実施する。

(d) 公的機関の率然的取組

政府は、新たな地球温暖化対策計画に則した新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の政府実行計画に掲げられたものと同様以上の取組を推進し、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等に取り組む。

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成 19 年法律第 56 号)」及び基本方針に基づき、電力、自動車、船舶、ESCO、建築物及び産業廃棄物の 6 分野を中心に温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を実施する。

温室効果ガスの排出削減に資する製品を始めとする環境物品等への需要の転換を促すため、「国等による環境物品等の調達に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。)」に基づき、国は環境物品等の率然的調達を行う。

都道府県及び市町村は、地域の自然的社会的条件に応じた対策を計画的に進めるとともに、自らの事務事業に係る温室効果ガスの排出削減に取り組む。

C. 家庭部門の取組

- (a) 設備・機器の省エネ化・低炭素化（再掲）
- (b) 住宅・建築物の省エネ性能の向上・低炭素化（再掲）
- (c) コージェネレーションの普及促進

発電の際に生じる熱を給湯などに活用することで、エネルギーをより効率的に利用できる、家庭用燃料電池（エネファーム）を始めとするコージェネレーションの普及を促進する。具体的には、先端的な研究開発の推進や機器導入支援を行うことで早期に自立的普及を見通す価格を達成し、2030年には家庭用燃料電池（エネファーム）530万台（2020年には140万台）を市場に導入することを目指す。

- (d) その他の支援措置

製品のライフサイクルにおけるCO₂排出情報の表示等、各種製品におけるCO₂排出量の「見える化」、室内状況に対応して照明・空調等の最適な運転を行うエネルギー管理システムであるHEMS（Home Energy Management System）の導入、HEMSデータの利活用、家庭向けエコ診断の推進等により、低炭素なライフスタイルへの変革の促進に取り組む。

D. 運輸部門の取組

(a) 環境負荷の少ない自動車の普及・使用の促進

エネルギー効率に優れる次世代自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、CNG自動車等）については、2030年までに新車販売に占める割合を5割から7割とすることを目指し、初期需要の創出、性能向上のための研究開発支援、効率的なインフラ整備等を進める。

具体的には、充電インフラの整備を促すことに加えて、量産効果創出と価格低減促進のための車両購入補助や、航続距離延長や低コスト化のための研究開発支援などを行う。

また、2014年12月に、燃料電池自動車が市場投入されたことも踏まえ、その普及拡大のため、再生可能エネルギー由来の水素も活用しつつ水素ステーションの計画的な整備を行う。加えて、燃料電池バス等の開発・普及や、規制改革実施計画に基づいた規制の見直しを行う。こうした次世代自動車の普及を進めるため、エコカー減税等の税制優遇措置にも取り組む。

(b) 自動車走行形態の環境配慮化・交通流対策の推進

自動車運送事業者等に対するエコドライブ管理システムの普及促進等による走行形態の環境配慮化を進める。また、CO₂の排出抑制に資する環状道路等幹線道路ネットワークの強化や、道路ネットワークを賢く使う取組など、渋滞なく快適に走行できる道路とするための交通流対策を推進する。

また、信号機等の交通安全施設等の整備や一般道における高度道路交通システム（ITS）による渋滞の緩和等、自動車の交通流対策に取り組む。

(c) 公共交通機関の利用促進

鉄道やバスの利便性向上（乗継向上、IC乗車カードの普及、車両・旅客施設のバリアフリー化、鉄道新線、LRT（Light Rail Transit）、BRT（Bus Rapid Transit）等の公共交通機関の整備）、エコ通勤の普及促進により、公共交通機関の利用促進を図る。

(d) 鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進

省エネ船等の建造の推進や省エネ機器を搭載した船舶への代替建造の推進による内航船舶の省エネ化、航空機の運航方式の効率化の促進や空港施設の低炭素化の促進による国内航空の省エネ化、エネルギー効率の良い車両の導入、鉄道施設への再生可能エネルギーの導入等を行うエコレールラインプロジェクトの促進等による鉄道の省エネ化など、船舶・鉄道・航空における低炭素化の促進を図る。

(e) 物流の効率化・モーダルシフトの推進等

大型 CNG トラック等、トラック車両の大型化の促進や物流事業者等による地域内での共同輸配送の促進によりトラック輸送の効率化を図る。

また、大型トラックからの転換に効果的である大型（31ft）コンテナの導入やエコレールマークの推進等による貨物鉄道へのモーダルシフトの促進や、トラック運転台と切り離し可能なトレーラーの導入やエコシップマークの活用等による内航海運へのモーダルシフトの促進、国際物流ターミナル等の整備による国際貨物の陸上輸送距離削減、鉄道による国際海上コンテナ輸送に対応した低床貨車の試作・調査など、トラック輸送からのモーダルシフトの推進等を行う。さらに、荷主と物流事業者のパートナーシップの更なる強化を図ることにより、更なる環境負荷の低減を目指す。

海上輸送と陸上輸送の結節点である港湾では、港湾地域における省エネルギー化、再生可能エネルギーの導入円滑化及び利活用等を推進する。

また、バイオ燃料については、実用化技術開発を推進する。

E. エネルギー転換部門の取組

(a) 再生可能エネルギー発電

再生可能エネルギーは火力発電と比較して極めて CO₂ の排出量が小さいことから、その導入拡大はエネルギー転換部門の温暖化対策に必要不可欠である。また、再生可能エネルギーの普及は、国内エネルギー資源の活用というエネルギー安全保障の強化という観点に加え、新しいエネルギー関連の産業創出・雇用拡大という成長戦略の観点からも重要であり、自然環境や地元にも配慮しつつ、陸上及び洋上風力、太陽光、小水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの最大限の導入を進める。

また、固定価格買取制度の適切な運用と見直しを行い再生可能エネルギーの最大限の導入拡大と国民負担の抑制を両立するとともに、系統整備や系統運用の広域化、蓄電池の研究開発・実証、環境アセスメント手続の迅速化等、各電源の特性や実態を踏まえつつ、バランスの取れた導入に取り組む。

陸上風力発電については、北海道や東北をはじめとする風力発電の適地を最大限活用するため、環境アセスメントの迅速化や地域内送電線や地域間連系線の強化はもとより、農地転用制度上の取扱い等の立地のための規制緩和や調整等を円滑化するための取組について検討を進めるとともに、必要に応じて更なる規制・制度の合理化に向けた取組を行うこと等により、導入拡大を図る。また、洋上風力発電、特に浮体式については、世界初の本格的な事業化を目指し、福島沖や長崎沖で実施している実証研究を進め、2018 年頃までにできるだけ早く商業化を目指しつつ、技術開発や安全性・信頼性・経済性の評価、環境アセスメント手法の確立等を行う。

太陽光発電については、分散型エネルギーシステムにおける昼間のピーク需要を補い、消費者参加型のエネルギーマネジメントの実現等にも貢献するエネルギー源としての側面も踏まえ、革新的技術の開発・実用化により発電コストを引き下げることを通じ、普及拡大を図る。

地熱発電については、環境アセスメントの迅速化や、既存の温泉井戸を活用した小型地熱発電の推進のための保安規制合理化などの規制・制度改革等、地域の方々の理解促進、ポテンシャル

調査支援等により導入を促進する。

小水力発電については、事業化に必要な流量調査や設計等を行う事業者を支援するとともに、更なる高効率化やコスト低減を促進するための実証事業等を通じて導入を促進する。

バイオマスについては、再生可能エネルギーを活用した農林漁業の発展を図る取組を推進するための枠組みの構築等を進めつつ、また、下水汚泥などによる都市型バイオマスの利用も進め、今後5年間に約100地区で地域のバイオマスを活用するなど産業化とエネルギー導入を重点的に推進する。

このほか、海洋エネルギーの低コスト化・高効率化や多様な用途の開拓に資する研究開発等を重点的に推進する。

これらの取組の他、離島等地域で再生可能エネルギーを中核とした自立・分散型エネルギーシステムの導入促進のための実証・導入普及等を推進する。

(b) 再生可能エネルギー熱等

地域の特性を活かした再生可能エネルギー熱（太陽熱、バイオマス熱、地中熱、温泉熱、河川熱、下水熱、雪氷熱など）、廃棄物焼却等の排熱の利用を促進し、地域における効率的なエネルギー供給を行う。

(c) 火力発電の高効率化

火力発電については、国の温室効果ガス削減目標と整合的な形で電力業界全体の実効性のある取組が確保されることが必要である。このため、電力業界の自主的枠組等を通じて、発電設備の高効率化や設備の新陳代謝を促し、発電効率の更なる向上等により、環境負荷の低減と両立していく必要がある。

具体的には、エネルギーミックスで想定する火力発電効率の向上のため、LNG火力については設備全体としてコンバインドサイクル相当、石炭火力については同じく超々臨界圧相当の発電効率を目指すとともに、効率の悪い火力発電設備等の発電量を抑制し、また、老朽化した火力発電の新陳代謝を図る観点から、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の判断基準の見直し等の検討を進めている。

また、火力発電所の個々の建設に係る環境影響評価においても、事業者が利用可能な最良の技術の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているかどうか、また、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っているかどうかについて、必要かつ合理的な範囲で審査を行うこととし、事業者によるCO₂の排出削減を促している。

さらに、平成27年7月に電気事業者35社により策定し、公表された電力業界の「自主的枠組み」に関して、国の温室効果ガス削減目標及びエネルギーミックスの達成に向け、エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の目標・計画の策定と併せて、自主的枠組みの目標を達成するための具体的な仕組みやルールづくり等の検討が行われている。今後、自主的枠組み全体、参加事業者、国においてPDCAを回していく予定とされている。

同時に、技術開発を支援し、先進超々臨界圧火力発電（A-USC）について、2020年代の実用化を目指す（発電効率：現状39%程度→改善後46%程度）。石炭ガス化燃料電池複合発電（IGFC）については、2025年までに技術を確立し、2030年代の実用化を目指す（発電効率：現状39%程度→改善後55%程度）。LNG火力については、2020年頃までに1700度級ガスタービンの実用化を目指す（発電効率：現状52%程度→改善後57%程度）。

CO₂回収・貯留（CCS）についても、2020年頃のCCS技術の実用化を目指した研究開発等に取り組む。具体的には、大規模実証試験、分離回収や安全性評価等に係る研究開発、貯留可能な地点の選定に必要な地質調査等を行う。また、CCSの商用化の目途等も考慮しつつできるだけ早期のCCS Ready導入に向けた検討を行うなど、環境負荷の一層の低減に配慮した石炭火力発電の導入を進める。

(d) 安全性が確認された原子力発電の活用

原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組む。2015年9月10日に川内原発1号機が再稼働した。また、川内原発2号機が11月17日に再稼働した。また、引き続き、高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定に向けた取組や、原子力発電の安全性の高度化のための技術開発、人材育成、原子力事業環境整備等を推進する。

b) 非エネルギー起源二酸化炭素

セメントの中間製品であるクリンカに高炉スラグ等を混合したセメント（混合セメント）の生産割合・利用を拡大し、クリンカの生産量を低減することにより、セメント生産工程におけるCO₂排出量を削減する。具体的には、グリーン購入法に基づき、国等が行う公共工事において混合セメントの率先利用を図る。また、エコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準における選択的項目の1つとして、「高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用」をあげ、混合セメントの利用促進のための環境整備を図る。

また、廃棄物の排出抑制や再生利用の推進により、廃棄物の焼却に伴うCO₂排出量を削減する。「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下、「循環基本法」という。）」に基づく循環型社会形成推進基本計画（以下、「循環基本計画」という。）に定める目標やこれも踏まえた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく廃棄物減量化目標の達成に向けた3Rの取組を促進する。具体的には、市町村の分別収集の徹底及びごみ有料化の導入、個別リサイクル法に基づく措置の実施、温室効果ガス排出抑制等指針に基づく取組の推進等により、廃棄物の排出を抑制し、また、再生利用を推進する。併せて、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設整備計画が示す方向性に沿って、3Rの実現に資する廃棄物処理施設の整備を推進し、廃棄物の焼却量を削減することにより、CO₂排出量を削減する。

c) メタン・一酸化二窒素

1) メタン (CH₄)

生ごみ等の有機性廃棄物の直接埋立量削減を推進し、廃棄物の埋立てに伴うメタン排出量を削減する。循環基本法に基づく循環基本計画に定める目標の達成やこれも踏まえた廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標の達成に向けた3Rの取組を促進する。具体的には、市町村の処理方法の見直し及び分別収集の徹底、処理体制の強化及び優良処理業者育成等による産業廃棄物の不法投棄の削減、温室効果ガス排出抑制等指針に基づく取組の推進等により、廃棄物の排出を抑制し、また、再生利用を推進する。併せて、有機物の直接埋立てを原則として行わないなど、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設整備計画が示す方向性に沿った市町村等の廃棄物処理施設の整備を推進することにより、生ごみ等の有機性廃棄物の直接埋立量を削減する。

また、稲作（水田）に伴い発生するメタンについて、有機物管理の方法を地域の実情を踏まえ「稲わらすき込み」から「堆肥施用」への転換を推進すること等により、排出量の抑制を図る。

2) 一酸化二窒素 (N₂O)

下水汚泥の焼却施設における燃焼の高度化等により、焼却に伴うN₂Oの排出を削減する。このため、下水処理場における下水汚泥の燃焼の高度化について基準化を行っており、その実施の徹底を図るとともに、従来よりN₂Oの排出量の少ない焼却技術等の開発・普及を図る。

さらに全連続炉の焼却施設における連続運転等、一般廃棄物の焼却施設における燃焼の高度化を進めることにより、廃棄物焼却に伴うN₂Oの排出を削減する。併せて、循環基本法に基づく循環基本計

画に定める目標やこれも踏まえた廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標の達成に向け、廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設整備計画が示す方向性に沿って、3Rの実現に資する廃棄物処理施設の整備を推進し、廃棄物の焼却量を削減することにより、N₂Oの排出を削減する。

加えて、施肥に伴い発生するN₂Oについて、施肥量の低減、分施、緩効性肥料の利用により、排出量の抑制を図る。

d) 代替フロン等4ガス (HFCs、PFCs、SF₆、NF₃)

HFCsは、エアコン等の冷媒がオゾン層破壊物質であるHCFCからHFCsに代替されていることに伴い機器からの排出が増加しており、今後も排出量が増加すると見込まれている。特に冷媒用のHFCsについては、CFC、HCFCと並んで「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号。以下、「フロン回収・破壊法」という。))」、「特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)」による機器の廃棄時等における適切な冷媒の回収を義務づけているが、機器廃棄時の放出に加えて、機器使用時の漏洩・故障による排出も問題となっている。このような背景を踏まえ、2013年6月にフロン回収・破壊法を改正し、フロン類のライフサイクルの各段階の当事者によるフロン類の使用の合理化及びフロン類の管理の適正化を促すための措置を講ずるとともに、法律の名称を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(以下、「フロン排出抑制法」という。))」に改めた。

冷凍空調機器に用いられる冷媒を始めとした代替フロン等4ガス(HFCs、PFCs、SF₆の代替フロン等3ガスに、UNFCCCインベントリ報告ガイドライン(24/CP.19)に基づき2015年提出インベントリより新規に対象となったNF₃を加えたものの総称)については、適切な管理及び廃棄に加え、地球温暖化係数(GWP)の低い物質やノンフロンといった代替ガスの開発・普及が重要である。特に冷凍空調機器の冷媒等については、市中ストックの転換に時間がかかることから、フロン排出抑制法の適切な運用等による、早急な対応が必要であり、フロン類の実質的フェーズダウン(ガスメーカーによる取組)、フロン類使用製品のノンフロン・低GWP化促進(機器・製品メーカーによる転換)、業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止(使用者による冷媒管理)、回収・破壊制度の充実・強化(適正な処理の確認、冷媒排出防止が図られるリサイクル体制)を進める。

(2) 温室効果ガス吸収源対策・施策

a) 森林吸収源対策

「森林・林業基本法(昭和39年法律第161号)」に基づき2011年7月に閣議決定された森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標の達成に向けた取組を通じ、京都議定書第2約束期間のLULUCFのルールに則して、森林経営による吸収量は、約3,800万t-CO₂以上(一定の前提を置いて試算)の確保を目標としている。

この目標を達成するため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」(平成25年法律第32号)等に基づき、2013年度から2020年度までの間における、年平均52万haの間伐の実施を目標として、間伐の実施を促進するとともに、将来にわたって森林吸収源が十分に貢献できるよう、主要樹種について林業用の苗木を成長に優れた種苗に置き換えるために必要な採種園、採穂園の整備を進めている。併せて、保安林等の適切な管理・保全、木材及び木質バイオマスの利用等の対策・施策が必要となることから、政府及び地方自治体、国民等関係者の理解と協力を得ながら取り組んでいるところである。

なお、これらの森林吸収源対策を進めることにより、森林の保全や持続可能な森林経営が促進され、生物多様性の保全及び森林資源の持続可能な利用にも寄与することとなる。

さらに、森林吸収源対策に関する安定的な財源の確保についての新たな仕組みとして、エネルギー起源CO₂排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用の普及等への地球温暖化対策税の

活用の充実や、市町村による森林整備等の財源に充てる税制等の新たな仕組みの検討を行う必要があるとともに、幅広い国民の理解と協力を得るための国民参加の森林づくりや木づかい運動など、官民一体となった取組を着実かつ総合的に推進する。

b) 農地土壌吸収源対策

我が国の農地及び草地土壌における炭素貯留は、土壌への堆肥や緑肥等に有機物の継続的な施用等により増大することが確認されており、食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月閣議決定）に基づき作付面積の維持を図り、国内農業生産の振興を着実に推進するとともに、堆肥や緑肥等の有機物の施用による土づくりの取組をあわせて推進し、農地及び草地土壌における炭素貯留に貢献することにより、約 770 万 t-CO₂（約 708～828 万 t-CO₂）（2013～2020 年の各年の推計値に基づく数値）の吸収が見込まれる。

c) 都市緑化等の推進

都市緑化等については、引き続き、都市公園の整備、道路、港湾等における緑化、建築物等の新たな緑化空間の創出を推進するとともに、都市緑化等による吸収量の報告・検証体制の整備を引き続き計画的に推進することにより、約 120 万 t-CO₂の吸収量の確保を目標とする。

(3) 二国間クレジット制度（JCM : Joint Crediting Mechanism）

我が国は、途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用するため、JCM を構築・実施していく。

2013 年 1 月に我が国とモンゴルとの間で、本制度を開始するための二国間文書に初めて署名して以降、2015 年 12 月末までに 16 か国との間で制度を構築しており、2013 年 11 月からの 3 年間で署名国を倍増させる目標を 1 年前倒しで達成した。また、これまでに 26 回の合同委員会の開催、4 か国（インドネシア、パラオ、モンゴル、ベトナム）で 8 件の JCM プロジェクトの登録及び 19 件の方法論が採択されており、今後も JCM プロジェクトのさらなる形成を支援するとともに、パートナー国拡大に向けて取り組んでいく。

3.1.2.2 横断的施策

a) 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度

地球温暖化対策推進法に基づき、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者には、毎年度、排出量を国に報告することを義務付け、国がそれを集計して公表しており、報告対象となる温室効果ガスの IPCC（気候変動に関する政府間パネル）ガイドラインに基づく適切な見直しや、排出量情報等の正確な報告、迅速な集計と公表などにより、事業者におけるより積極的な温室効果ガスの排出抑制の促進を図る。

b) 税制のグリーン化

エネルギー課税、車体課税を含めた税制全体のグリーン化を推進する。全化石燃料の CO₂ 排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」による税収を活用し、エネルギー起源 CO₂ 排出抑制の諸施策を着実に実施する。また、車体課税について、環境負荷に応じた課税を推進し、グリーン化を強化する。

c) 国内排出量取引制度

我が国の産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における排出量取引制度の動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策（産業界の自主的な取組など）の運用評価、主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的な枠組みの成否等を見極め、慎重に検討を行う。

d) 事業実施前における温室効果ガスの調査・予測・評価

環境影響評価の実施に当たっては、事業者におけるより積極的な温室効果ガスの排出抑制の促進を図るため、各事業の工事実施中及び供用時においてより適正に環境の保全に配慮したものとなるよう審査を行う。

e) 事業活動における環境への配慮の促進

地球温暖化対策推進法に基づく排出抑制等指針を策定・公表すること等を通じ、事業者が、自主的・積極的に環境に配慮した事業活動に取り組むことを推進する。また、策定された分野においても利用可能な最先端の技術の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。また、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）」に基づく事業者の環境報告書の公表等を通じ、事業者や国民による環境情報の利用の促進を図り、環境に配慮した事業活動が社会や市場から高く評価されるための条件整備等を行う。

f) 金融のグリーン化

民間資金が十分に供給されていない低炭素化プロジェクトを出資等により支援したり、低炭素機器の導入に伴う多額の初期投資費用の負担を軽減するためリース手法の活用を促進する等、民間投資を温室効果ガス削減対策に呼び込むための支援策を展開する。また、環境格付融資や ESG（Environmental, Social and Governance）投資を推進する。

g) 国内における排出削減・吸収量をクレジット化する制度（J-クレジット制度）の推進

国内の多様な主体による省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの活用等による排出削減対策及び適切な森林管理による吸収源対策を引き続き積極的に推進していくため、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセット等に活用できるクレジット認証制度である J-クレジット制度を着実に実施していく。

h) 国民運動の展開

地球温暖化が国民や社会にもたらす悪影響について、最新の科学的知見に裏打ちされた情報を、対話や各種メディアを通じて分かりやすく発信することにより、国民や事業者の地球温暖化問題に対する理解を増進する。これを通じて、地球温暖化対策に対する理解と協力への気運を醸成するとともに、低炭素社会にふさわしいライフスタイルへの変革とその成果の定着を促進することを目指す。このため、新しい国民運動「COOL CHOICE」を通じて、省エネ・低炭素型の「製品」、「サービス」、「行動」など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す。

i) 地球温暖化対策技術開発

地球温暖化対策技術の開発・実証は、温室効果ガス削減量の拡大及び削減コストの低減を促し、それが社会に広く普及することにより、将来にわたる大きな温室効果ガスの削減を実現する取組であることから、再生可能エネルギーや省エネルギー等の低コスト化、効率化、長寿命化等を実現するための技術開発・実証を推進する。

表 3-1 定量化された経済全体の排出削減目標の達成の進捗：緩和行動とその効果に関する情報（CTF Table 3）

緩和行動の名称	影響を受けるセクター	影響を受けるGHG	目的 および/または影響を受ける活動	実施手段の種類	実施状況	簡潔な説明	実施開始年	実施機関	緩和影響の推定値(累積値ではない。ktCO ₂ 換算)
2020									
エネルギー起源CO ₂ の排出抑制									
低炭素型の都市・地域構造及び社会システムの形成									
地方公共団体実行計画に基づく温暖化対策の推進	分野横断	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃	地方公共団体による、都市計画等と連携した計画的な地球温暖化対策を支援する。	法律・基準 予算・補助 普及啓発	実施されている	「地球温暖化対策推進法」(H10)に基づき、地方公共団体が、都市計画等と連携した地方公共団体実行計画を策定し、実施する。国は、計画策定マニュアルの提供や計画に基づく事業の実施を支援する。	2008年	MOE	-
低炭素まちづくりの推進	分野横断	CO ₂	都市機能の集約や交通システムの低炭素化等を通じて、低炭素型のまちづくりを促進する。	法律・基準 税制 予算・補助	実施されている	「都市の低炭素化の促進に関する法律」(H24.12)に基づき、市町村による低炭素まちづくり計画の作成を支援するとともに、計画に基づく都市機能の集約化、公共交通機関の利用促進、エネルギーの効率的利用や緑地の保全及び緑化の推進等の取組を支援する。	2012年	MLIT、METI、MOE	-
エネルギーの面的な利用の促進	エネルギー	CO ₂	地区・街区単位等で面的にエネルギーを活用する先進・先導的なシステムの導入を支援し、普及・波及を促進する。	予算・補助 普及啓発	実施されている	複数街区にまたがる事業計画区域内における、普及可能性、先進・先導性を備えたエネルギー面的利用に資する施設を整備するための支援を行う。	2008年	MLIT、METI	-
産業部門									
産業界における自主的取組の推進	エネルギー、 産業/工業プロセス	CO ₂	事業者が自主的・積極的に環境に配慮した事業活動に取り組むことを推進し、産業・業務・運輸・エネルギー転換部門における二酸化炭素排出量を削減する。	自主協定	実施されている	産業界が業種単位で、利用可能な世界最高水準の低炭素技術(BAT)の最大限の導入を前提とした2020年の削減目標などを含む温室効果ガス排出削減計画(低炭素社会実行計画)を策定・実施し、政府において厳格な評価・検証を行う。	1997年～順次(業種により異なる)	METI MOE 産業界 関係省庁(評価・検証)	NE
	エネルギー	CO ₂	製造分野等において省エネ型機器の普及を促進し、製造分野におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。	予算・補助 融資	実施されている	低炭素社会実行計画に基づく各種省エネルギー機器の導入に加え、旧来機器と比べて大幅な省エネルギーが可能な低炭素工業炉等の普及を促進するため、重点的に支援措置を講ずる。	2008年	METI	NE
省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進	エネルギー	CO ₂	低燃費又は低炭素型の建設機械の普及を促進し、建設工事におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。	予算・補助 融資 その他	実施されている	一定の燃費基準値を超える建設機械や、ハイブリッド式・電動式等の先進的な技術を搭載した建設機械を認定し、導入を補助する。	2010年	MLIT	NE
	エネルギー	CO ₂	施設園芸、農機、漁船における省エネルギー設備・機器の普及を促進し、農業・水産業におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。	予算・補助 普及啓発 技術開発	実施されている	施設園芸におけるヒートポンプや木質バイオマス利用加温設備、高速代かき機などの農業機械、省エネ型船外機やLED集魚灯等の導入を支援するとともに、技術開発を行う。	2007年	MAFF	NE

注1

緩和行動の名称	影響を受けるセクター	影響を受けるGHG	目的および/または影響を受ける活動	実施手段の種類	実施状況	簡潔な説明	実施開始年	実施機関	緩和影響の推定値(累積値ではない。ktCO ₂ 換算)
2020									
業務その他部門									
トップランナー制度による機械器具の省エネ性能の向上	エネルギー	CO ₂	トップランナー制度により引き続き製品の性能向上を図り、製品の利用時のエネルギー消費を改善する。 (対象機器: エアコンディショナー、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、変圧器、複合機、プリンター、電気温水機器等)	法律・基準 予算・補助 その他	実施されている	製品の製造・輸入事業者に対し、3～10年程度後に、現時点で最も優れた機器の水準に技術進歩を加味した基準(トップランナー基準)を満たすことを求めるトップランナー制度について、引き続き新たな対象機器の追加を検討するとともに、目標年度が到達した対象機器の基準見直しに向けた検討を実施する。	1998年	METI	NE
建築物の省エネ性能の向上・低炭素化	エネルギー	CO ₂	「規制」、「評価・表示」、「インセンティブの付与」等により建築物の省エネ化等を推進し、建築物でのエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。	法律・基準 予算・補助 その他	実施されている	新築の建築物について、改正省エネルギー基準を周知し、その普及・定着を図る。また、2020年までに新築建築物について段階的に省エネ基準への適合を義務化する。更なる省エネ性能の向上を誘導するため、高い省エネ性能を有する低炭素認定建築物の普及を促進する。また、省CO ₂ の実現性に優れた先導的プロジェクトへの支援を行う。 建築材料について、トップランナー制度を導入し、断熱材に加えてサッシ及び複層ガラスを対象としている。既存の建築物について、建築物ストック全体の省エネ性能向上のため、省エネ改修や運用改善への支援、温室効果ガス削減ポテンシャル診断、エネルギー消費データの利活用等を進める。また、性能の高い機器への転換等について、今後必要となる多面的施策を検討する。 建築物の総合的な環境性能について、客観的で分かりやすい評価・表示制度の充実・普及を図る。	2003年 (省エネ法に基づく省エネ措置の届出開始時期)	MLIT、METI、MOE	NE
エネルギーマネジメントによるエネルギーの賢い消費の実現等	エネルギー	CO ₂	BEMS, HEMS, MEMS等のエネルギー管理システムの導入を支援し、普及拡大を促進する。	税制 予算・補助 その他	実施されている	インフラとなるスマートメーターの整備を進め、2020年代早期に全世帯・全工場にスマートメーターを導入する。並行して、エネルギーマネジメントシステム(HEMS、BEMS等)の導入を進めるとともに、エネルギー消費データの利活用による取組を促進し、エネルギー消費の最適化を目指す。 供給側の状況に応じて需要者が電力需要を変化させるデマンド・レスポンスなど効率的なエネルギーマネジメントシステムを普及する。 また、上下水道・廃棄物処理・ICT等社会システムの整備に当たり、CO ₂ 排出の抑制のための技術等の導入を支援する。	1998年 (エネルギー使用合理化等事業者支援補助金) 2012年(住宅・ビル関係省庁 の革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金)	METI MOE MIC	NE
公的機関の率先的取組	エネルギー	CO ₂	政府実行計画及びこれに基づく各府省実施計画に基づき目標達成に向けて必要な措置を実施する。 国及び独立行政法人等で、温室効果ガスの排出削減に資する製品を始めとする環境物品等への需要の転換を促すとともに、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を実施する。	法律・基準	実施されている	政府は、新たな地球温暖化対策計画に則した新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の政府実行計画に掲げられたものと同程度の取組を推進し、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等に取り組む。 国及び独立行政法人等で、温室効果ガスの排出削減に資する製品を始めとする環境物品等を率先調達するとともに、電力、自動車、船舶、ESCO、建築及び産業廃棄物の6分野を中心に温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を実施する。	2001年	全庁	NE

第3章 定量化された経済全体の排出削減目標の達成状況と関連情報

緩和行動の名称	影響を受けるセクター	影響を受けるGHG	目的および/または影響を受ける活動	実施手段の種類	実施状況	簡潔な説明	実施開始年	実施機関	緩和影響の推定値(累積値ではない。ktCO ₂ 換算)
2020									
家庭部門									
トップランナー制度による機械器具の省エネ性能の向上(再掲)	エネルギー	CO ₂	トップランナー制度により引き続き製品の性能向上を図り、製品の利用時のエネルギー消費を改善する。 (対象機器: エアコンディショナー、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、変圧器、複合機、プリンター、電気温水機器等)	法律・基準 予算・補助	実施されている	製品の製造・輸入事業者に対し、3～10年程度後に、現時点で最も優れた機器の水準に技術進歩を加味した基準(トップランナー基準)を満たすことを求めるトップランナー制度について、引き続き新たな対象機器の追加を検討するとともに、目標年度が到達した対象機器の基準見直しに向けた検討を実施する。	1998年	METI	NE
住宅の省エネ性能の向上・低炭素化	エネルギー	CO ₂	「規制」、「評価・表示」、「インセンティブの付与」等により住宅の省エネ化等を推進し、住宅でのエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。	法律・基準 税制 予算・補助 融資 技術開発 普及啓発 その他	実施されている	新築の住宅について、改正省エネルギー基準を周知し、その普及・定着を図る。また、2020年までに新築住宅について段階的に省エネ基準への適合を義務化する。義務化に向けた環境づくりのため、住宅供給の主要な担い手である中小工務店・大工の省エネ設計・施工技術の習得支援や省エネ性能の評価・審査体制の整備等を進める。更なる省エネ性能の向上を誘導するため、高い省エネ性能を有する低炭素認定住宅の普及を促進する。また、省CO ₂ の実現性に優れた先導的プロジェクトへの支援を行う。建築材料について、今年度中にトップランナー制度を導入する。既存の住宅について、住宅ストック全体の省エネ性能向上のため、省エネ改修への支援や運用改善への支援、温室効果ガス削減ポテンシャル診断、エネルギー消費データの利活用等を進める。また、性能の高い機器への転換等について、今後必要となる多面的施策を検討する。住宅の総合的な環境性能について、客観的で分かりやすい評価・表示制度の充実・普及を図る。	2003年 (省エネ法に基づく省エネ措置の届出開始時期)	MLIT、METI、MOE	NE
コージェネレーション・家庭用燃料電池の普及促進	エネルギー	CO ₂	家庭用燃料電池をはじめとするコージェネレーションの導入を推進することにより、家庭におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出量を削減する。	予算・補助 技術開発	実施されている	発電の際に生じる熱を給湯などに活用することで、エネルギーをより効率的に利用できる、家庭用燃料電池(エネファーム)を始めとするコージェネレーションの普及を促進する。	2009年	METI	NE
その他の支援措置	エネルギー	CO ₂	情報表示、「見える化」、低炭素行動の促進等により、低炭素なライフスタイルへの変革を促進する。	予算	実施されている	製品のライフサイクルにおけるCO ₂ 排出情報の表示等、各種製品におけるCO ₂ 排出量の「見える化」、室内状況に対応して照明・空調等の最適な運転を行うエネルギー管理システムであるHEMS(Home Energy Management System)の導入、HEMSデータの利活用、家庭向けエコ診断の推進による低炭素行動の促進等により、低炭素なライフスタイルへの変革の促進に取り組む。	2010年	MOE、METI	NE

緩和行動の名称	影響を受けるセクター	影響を受けるGHG	目的 および/または影響を受ける活動	実施手段の種類	実施状況	簡潔な説明	実施開始年	実施機関	緩和影響の推定値(累積値ではない。ktCO ₂ 換算)
2020									
運輸部門									
環境負荷の少ない自動車の普及・使用の促進(自動車単体対策)	運輸	CO ₂	燃費基準により、引き続き車両の性能向上を図るとともに、エネルギー効率に優れた次世代自動車(ハイブリッド自動車(HEV)、電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、燃料電池自動車(FCEV)、クリーンディーゼル自動車(CDV)等の導入を支援し普及拡大を促進することにより、運輸部門におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。	法律・基準 税制 予算・補助 技術開発	実施されている	EV等次世代自動車について、充電インフラの整備を促すことに加えて、量産効果創出と価格低減促進のための車両購入補助や、航続距離延長や低コスト化のための研究開発支援などを行う。2014年12月に、燃料電池車が市場投入されたことも踏まえ、その普及拡大のため、再生可能エネルギー由来の水素も活用しつつ水素ステーションの計画的な整備を行う。規制見直し・技術開発を行う。それらにより、次世代自動車の導入を支援し普及拡大を促進する。また、燃費基準(トップランナー基準)等により、引き続き車両の性能向上を図る。ガソリン自動車等に対する燃費性能に応じた税制優遇措置を行う。	1979年 (省エネ法に基づく燃費基準設定)	MLIT、METI	NE
自動車走行形態の環境配慮化・交通流対策の推進	運輸	CO ₂	交通流対策の推進により、運輸部門におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。	予算・補助 普及啓発	実施されている	CO ₂ の排出抑制に資する環状道路等幹線道路ネットワークの強化や、道路ネットワークを賢く使う取組など、渋滞なく快適に走行できる道路とするための交通流対策を推進する。	2012年 (社会資本整備重点計画)	MLIT	NE
公共交通機関の利用促進	運輸	CO ₂	鉄道やバスの利便性向上、エコ通勤等の普及促進により、運輸部門におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。	税制 予算・補助 普及啓発	実施されている	BRTやLRTの導入、鉄道新線の整備、乗り継ぎ情報提供システムの導入やバスロケーションシステムの導入など、地域における公共交通ネットワークの再構築や利用者の利便性の向上を図る。	1992年	MLIT	NE
鉄道・船舶・航空における低炭素化の促進	運輸	CO ₂	エネルギー効率の良い鉄道・船舶・航空機の開発・導入促進により、運輸部門におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。	税制 予算・補助 融資 技術開発	実施されている	エネルギー効率の良い車両の導入、鉄道施設への再生可能エネルギーの導入等を行うエコレールラインプロジェクト等を推進。省エネ船等の建造を推進するとともに、省エネ機器を搭載した船舶への代替建造を推進する。航空機の運航方式の効率化を促進するとともに、GPU(地上動力装置)の利用促進など、空港施設の低炭素化を促進する。	2005年	MLIT	NE
物流の効率化・モーダルシフトの推進等	運輸	CO ₂	トラック輸送の効率化、鉄道や内航海運へのモーダルシフトの推進等により、運輸部門におけるエネルギー消費に伴う二酸化炭素排出量を削減する。	税制 予算・補助 融資 普及啓発	実施されている	大型CNGトラック等、トラック車両の大型化を促進するとともに、物流事業者等による地域内での共同輸配送を促進する。大型トラックからの転換に効果的である大型(31ft)コンテナの導入やエコレールマークの推進等により、貨物鉄道へのモーダルシフトを、また、トラックの運転台と切り離し可能なトレーラーの導入やエコシブマークの活用等により、内航海運へのモーダルシフトを促進する。さらに、荷主と物流事業者のパートナーシップの更なる強化を図ることにより、更なる環境負荷の低減を目指す。	2001年	MLIT MOE METI	NE

第3章 定量化された経済全体の排出削減目標の達成状況と関連情報

緩和行動の名称	影響を受けるセクター	影響を受けるGHG	目的および/または影響を受ける活動	実施手段の種類	実施状況	簡潔な説明	実施開始年	実施機関	緩和影響の推定値(累積値ではない)。 ktCO ₂ 換算)
再生可能エネルギー発電の導入促進	エネルギー	CO ₂	陸上及び洋上風力、太陽光、小水力、地熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの徹底活用を図り、エネルギー供給に伴う二酸化炭素排出量を削減する。	法律 予算・補助 税制 技術開発	実施されている	再生可能エネルギーの固定価格買取制度の適切な運用と見直しを行い再生可能エネルギーの最大限の導入拡大と国民負担の抑制を両立する。 陸上風力発電については、北海道や東北をはじめとする風力発電の適地を最大限活用するため、環境アセスメントの迅速化や地域内送電線や地域間連系線の強化はもとより、農地転用制度上の取扱い等の立地のための規制緩和や調整等を円滑化するための取組について検討を進めるとともに、必要に応じて更なる規制・制度の合理化に向けた取組を行うこと等により、導入拡大を図る。 地熱発電への投資を促進するため、環境アセスメントの迅速化や、既存の温泉井戸を活用した小型地熱発電の推進のための保安規制合理化などの規制・制度改革、地域の方々の理解促進等に取り組む。 再生可能エネルギーを活用した農林漁業の発展を図る取組を推進するための枠組みの構築等を進めつつ、今後5年間に約100地区で地域のバイオマスを活用するなど産業化とエネルギー導入を重点的に推進する。都市型バイオマスである下水汚泥のエネルギー化について、施設整備への補助、技術実証等を行う。 また、洋上風力発電、特に浮体式について、世界初の本格的な事業化を目指し、福島沖や長崎沖で実施している実証研究を進め、2018年頃までにできるだけ早く商業化を目指しつつ、技術開発や安全性・信頼性・経済性の評価、環境アセスメント手法の確立等を行う。これらの取組の他、離島等地域で再生可能エネルギーを中核とした自立・分散型エネルギーシステムの導入促進のための実証・導入普及等を推進する。	n/a	METI MOE 関係省庁	NE
火力発電の高効率化	エネルギー	CO ₂	電力業界の実効性ある地球温暖化対策の枠組み(自主的枠組み)の構築や、技術開発を推進し、発電効率の更なる向上を目指す。	法律・基準 予算・補助 技術開発	実施されている	火力発電については、国の温室効果ガス削減目標と整合的な形で電力業界全体の実効性のある取組が確保されることが必要である。このため、電力業界の自主的枠組等を通じて、発電設備の高効率化や設備の新陳代謝を促し、発電効率の更なる向上等により、環境負荷の低減と両立していく必要がある。 具体的には、エネルギーミックスで想定する火力発電効率の向上のため、LNG火力については設備全体としてコンバインドサイクル相当、石炭火力については同じく超々臨界圧相当の発電効率を目指すとともに、効率の悪い火力発電設備等の発電量を抑制し、また、老朽化した火力発電の新陳代謝を図る観点から、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の判断基準の見直し等の検討を進めている。 また、火力発電所の個々の建設に係る環境影響評価においても、事業者が利用可能な最良の技術の採用等により可能な限り環境負荷低減に努めているかどうか、また、国の二酸化炭素排出削減の目標・計画と整合性を持っているかどうかについて、必要かつ合理的な範囲で審査を行うこととし、事業者によるCO ₂ の排出削減を促している。 さらに、平成27年7月に電気事業者35社により策定し、公表された電力業界の「自主的枠組み」に関して、国の温室効果ガス削減目標及びエネルギーミックスの達成に向け、エネルギー政策の検討も踏まえた国の地球温暖化対策の目標・計画の策定と併せて、自主的枠組みの目標を達成するための具体的な仕組みやルールづくり等の検討が行われている。今後、自主的枠組み全体、参加事業者、国においてPDCAを回していく予定とされている。同時に、技術開発を支援し、先進超々臨界圧火力発電、石炭ガス化燃料電池複合発電、1700度級のLNGガスタービンの実用化を目指した技術開発を推進支援する。 CO ₂ 回収・貯留(CCS)についても、2020年頃のCCS技術の実用化を目指した研究開発等に取り組む。具体的には、大規模実証試験、分離回収や安全性評価等に係る研究開発、貯留可能な地点の選定に必要な地質調査等を行う。また、CCSの商用化の目途等も考慮しつつできるだけ早期のCCS Ready 導入に向けた検討を行うなど、環境負荷の一層の低減に配慮した石炭火力発電の導入を進める。	n/a	METI、MOE	NE

緩和行動の名称	影響を受けるセクター	影響を受けるGHG	目的および/または影響を受ける活動	実施手段の種類	実施状況	簡潔な説明	実施開始年	実施機関	緩和影響の推定値(累積値ではない。ktCO ₂ 換算)
2020									
非エネルギー起源CO ₂ の排出抑制									
混合セメントの利用拡大	産業/工業プロセス	CO ₂	セメントの中間製品であるクリンカに高炉スラグ等を混合したセメントの生産割合・利用を拡大し、クリンカの生産量を低減することにより、セメント生産工程における二酸化炭素排出量を削減する。	法律・基準普及啓発	実施されている	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に基づき国等が行う公共工事において混合セメントの率先利用を図る。「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、混合セメント等を用いた低炭素建築物を認定する。	2001年	(環境物品等の調達の推進に関する基本方針において混合セメントを環境物品に指定)	730
廃棄物の排出抑制、再生利用の推進	廃棄物管理/廃棄物	CO ₂	廃棄物の排出抑制や再生利用の推進により、廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量を削減する。	法律・基準 予算・補助 普及啓発	実施されている	「循環型社会形成推進基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」に定める目標やこれも踏まえた「廃棄物処理法」に基づく廃棄物減量化目標の達成に向けた3Rの取組を促進する。具体的には、市町村の分別収集の徹底及びごみ有料化の導入、個別リサイクル法に基づく措置の実施、温室効果ガス排出抑制等指針に基づく取組の推進等により、廃棄物の排出を抑制し、また再生利用を促進する。併せて、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物処理施設整備計画」が示す方向性に沿って、3Rの実現に資する廃棄物処理施設の整備を推進し、廃棄物の焼却量を削減する。	2013年	MOE	200 注2
メタンの排出抑制									
有機性廃棄物の直接埋立量の削減	廃棄物管理/廃棄物	CH ₄	生ごみ等の有機性廃棄物の直接埋立量削減を推進し、廃棄物の埋立処分に伴うメタン排出量を削減する。	法律・基準 予算・補助 普及啓発	実施されている	「循環型社会形成推進基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」に定める目標やこれも踏まえた「廃棄物処理法」に基づく廃棄物減量化目標の達成に向けた3Rの取組を促進する。具体的には、市町村の処理方法の見直し及び分別収集の徹底、処理体制の強化及び優良処理業者育成等による産業廃棄物の不法投棄の削減、温室効果ガス排出抑制等指針に基づく取組の推進等により、廃棄物の排出を抑制し、また、再生利用を推進する。併せて、有機物の直接埋立てを原則として行わないなど、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物処理施設整備計画」が示す方向性に沿った市町村等の廃棄物処理施設の整備を推進することにより、生ごみ等の有機性廃棄物の直接埋立量を削減する。	2013年	MOE	476 注3
水田の有機物管理・水管理の見直し	農業	CH ₄	水田において、メタンの排出係数が相対的に高い稲わらのすき込みから排出係数の低い「堆肥の施用」への転換を推進すること等により、稲作に伴うメタンの排出量の削減を図る。	法律・基準 予算・補助	実施されている	稲わらのすき込みから、堆肥等へ転換することを可能にするための堆肥製造施設の整備や地球温暖化防止等に効果の高い営農活動の取組を支援し、メタンの排出量の削減を通じて、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保等に貢献。	2007年	MAFF	333~922 注4 注5-3 注5-4

第3章 定量化された経済全体の排出削減目標の達成状況と関連情報

緩和行動の名称	影響を受けるセクター	影響を受けるGHG	目的および/または影響を受ける活動	実施手段の種類	実施状況	簡潔な説明	実施開始年	実施機関	緩和影響の推定値(累積値ではない。ktCO ₂ 換算)
2020									
一酸化二窒素の排出抑制									
下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等	廃棄物管理/廃棄物	N ₂ O	下水汚泥の焼却施設における燃焼の高度化や固形燃料化により、下水汚泥の焼却に伴う一酸化二窒素の排出を削減する。	税制 予算・補助 技術開発	実施されている	ターボ焼却炉の開発を支援しつつ、高温焼却炉の新設・更新等を補助。また、廃熱利用型固形燃料施設の技術実証を行うとともに、下水汚泥の固形燃料貯蔵施設の取得に係る投資を減税。	2001年 (下水汚泥の燃焼の高度化について基準化)	MLIT	NE
一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化等	廃棄物管理/廃棄物	N ₂ O	一般廃棄物の焼却施設における燃焼の高度化や廃棄物の3Rを推進し、廃棄物焼却に伴う一酸化二窒素の排出を削減する。	法律・基準 予算・補助 普及啓発	実施されている	全連続炉の焼却施設における連続運転等、一般廃棄物の焼却施設における燃焼の高度化を進める。併せて、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「循環型社会形成推進基本計画」に定める目標やこれも踏まえた「廃棄物処理法」に基づく廃棄物減量化目標の達成に向け3Rの取組を促進するとともに、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物処理施設整備計画」が示す方向性に沿って3Rの実現に資する廃棄物処理施設の整備を推進し、廃棄物の焼却量を削減する。	2013年	MOE	NE
施肥量の適正化・低減	農業	N ₂ O	施肥量の低減、施肥、緩効性肥料の利用により、施肥に伴う一酸化二窒素の排出量を抑制する。	法律・基準 予算・補助	実施されている	施肥に伴い発生する一酸化二窒素について、施肥設計の見直し等による施肥量の低減に向けた取組や地球温暖化防止等に効果の高い営農活動の取組を支援し、その排出量の削減を通じて、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保等に貢献。	2007年	MAFF	72 注4
代替フロン等4ガスの排出抑制									
代替フロン等4ガスの総合的排出抑制対策	産業/工業プロセス	HFCs, PFC, SF ₆ , NF ₃	「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」等により、代替フロン等4ガスの排出量を削減する。	法律・基準 税制 予算・補助 技術開発 普及啓発 教育 自主協定	実施されている	「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(H25.6)等に基づき、ガスメーカー等によるフロン類の実質的フェーズダウン、機器・製品メーカーによるフロン類使用製品のノンフロン・低GWP化促進、管理者による業務用冷凍空調機器のフロン類の漏えい防止、回収・破壊の徹底を図る。併せて、ノンフロン機器の技術開発や導入支援、産業界による自主行動計画の推進を行う。	2001年 (フロン回収・破壊法制定)	MOE, METI	18,500

緩和行動の名称	影響を受けるセクター	影響を受けるGHG	目的 および/または影響を受ける活動	実施手段の種類	実施状況	簡潔な説明	実施開始年	実施機関	緩和影響の推定値(累積値ではない。ktCO ₂ 換算)	
2020										
吸収源対策										
森林吸収源対策	LULUCF	CO ₂	間伐等の森林の適正な整備等を通じて、森林による二酸化炭素の吸収作用を保全・強化する。	法律・基準 予算・補助 技術開発 普及啓発	実施されている	森林経営による、約3,800万t-CO ₂ 以上(一定の前提を置いて試算)の吸収量の確保に向け、森林・林業基本計画や「森林の間伐等の実施に関する特別措置法」(H25)に基づき、多様な政策手法を活用しながら、間伐や造林など森林の適切な整備、保安林等の適切な管理・保全等の推進、木材及び木質バイオマス利用の推進、国民参加の森林づくり等の推進、持続可能な林業経営の確立に向けた取組の加速、さらに成長に優れた種苗の普及等の対策を推進	2007年	MAFF	38,000	注3
農地土壌吸収源対策	LULUCF	CO ₂	国内農業生産の振興とあわせて農地・草地土壌における土づくりを推進することを通じて、二酸化炭素の貯留を推進する。	法律・基準 予算・補助 技術開発 普及啓発	実施されている	我が国の農地及び草地土壌における炭素貯留は、土壌への堆肥や緑肥等の有機物の継続的な施用等により増大することが確認されており、国内農業生産の振興とあわせて堆肥や緑肥等の有機物の施用による土づくりを推進することによって、農地及び草地土壌における炭素貯留に貢献する。	2008年	MAFF	7,084~8,280	注4 注5-1~ 4
都市緑化等の推進	LULUCF	CO ₂	都市緑化等による二酸化炭素の吸収作用を保全・強化する。	法律・基準 予算・補助 技術開発 普及啓発	実施されている	都市公園の整備、道路、港湾等における緑化、建築物等の新たな緑化空間の創出を推進するとともに、都市緑化等による吸収量の報告・検証体制の整備を計画的に推進。	2006年	MLIT	1,186	
二国間クレジット制度(JCM)										
二国間クレジット制度(JCM)の構築・実施	分野横断	CO ₂ 、CH ₄ 、 N ₂ O、HFCs、 PFCs、SF ₆ 、NF ₃	途上国への温室効果ガス削減技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国の削減目標の達成に活用する。	予算・補助	実施されている	2013年1月に我が国とモンゴルとの間で、本制度を開始するための二国間文書に初めて署名して以降、2015年12月末までに16か国との間で制度を構築しており、2013年11月からの3年間で署名国を倍増させる目標を1年前倒して達成した。また、これまでに26回の合同委員会の開催、4か国(インドネシア、パラオ、モンゴル、ベトナム)で8件のJCMプロジェクトの登録及び19件の方法論が採択されており、今後もJCMプロジェクトのさらなる形成を支援するとともに、パートナー国拡大に向けて取り組んでいく。	2013年	MOFA, METI, MOE, MAFF	NE	

第3章 定量化された経済全体の排出削減目標の達成状況と関連情報

緩和行動の名称	影響を受けるセクター	影響を受けるGHG	目的 および/または影響を受ける活動	実施手段の種類	実施状況	簡潔な説明	実施開始年	実施機関	緩和影響の推定値(累積値ではない。ktCO ₂ 換算)
2020									
横断的施策									
温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度	分野横断	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃	温室効果ガスを一定量以上排出する者に排出量を算定し国に報告することを義務付けるとともに、国が報告されたデータを集計して公表する。	法律・基準 予算・補助 普及啓発	実施されている	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度について、報告対象となる温室効果ガスのIPCC(気候変動に関する政府間パネル)ガイドラインに基づく適切な見直しや、排出量情報等の正確な報告、迅速な集計と公表などにより、事業者におけるより積極的な温室効果ガスの排出抑制の促進を図る。	2006年	MOE METI	-
税制のグリーン化	分野横断	CO ₂	エネルギー課税、車体課税を含めた税制全体のグリーン化を推進する。	税制	実施されている	全化石燃料のCO ₂ 排出量に応じた税率を上乗せする「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例」による収収を活用し、エネルギー起源CO ₂ 排出抑制の諸施策を着実に実施する。また、車体課税について、環境負荷に応じた課税を推進し、税制全体のグリーン化を強化する。	n/a	MOE	-
事業活動における環境への配慮の促進	分野横断	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃	事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等について、事業者が講ずべき措置に関して指針を策定・公表する。	法律・基準 予算・補助 普及啓発	実施されている	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく温室効果ガス排出抑制等指針を策定することを通じ、事業者が自主的・積極的に環境に配慮した事業活動に取り組むことを推進する。また、策定された分野においても利用可能な最先端の技術の動向等を踏まえ、随時見直しを行う。	2008年	MOE 関係省庁	-
金融のグリーン化	分野横断	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃	低炭素化プロジェクトを融資等により支援したり、リース手法の活用を促進する等、民間投資を温室効果ガス削減対策に呼び込むための支援策を展開する。また、環境格付融資やESG投資を推進する。	予算・補助 普及啓発	実施されている	民間資金の呼び水として低炭素化プロジェクトに出資する地域低炭素投資促進ファンドを組成する。家庭・事業者向けに、多額の初期投資費用の負担を軽減するため、低炭素機器をリースで導入した場合に総額の一部を助成する。環境金融の拡大に向けた利子補給事業や21世紀金融行動原則の普及促進等を図る。	2007年	MOE	-
J-クレジット制度の推進	分野横断	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃	国内における温室効果ガス排出削減・吸収量を認証する。	予算・補助	実施されている	国内における排出削減・吸収量を、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなどの様々な用途に活用できるJ-クレジットとして認証する制度等を運用する。	2013年	MOE、METI、MAFF	-
国民運動の展開	分野横断	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFCs、PFCs、SF ₆ 、NF ₃	地球温暖化対策に対する理解を醸成し、低炭素社会にふさわしいライフスタイルへの変革とその成果の定着を促進する。	予算・補助 普及啓発	実施されている	地球温暖化がもたらす悪影響について分かりやすく発信することにより、国民の地球温暖化問題に対する理解を増進する。また、「COOL CHOICE」を旗印に、省エネ・低炭素型の「製品」「サービス」「行動」など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促すことにより国民運動を展開する。	2005年	MOE	-

注1: 目標は今後のエネルギー政策等の状況を踏まえて見直すこととしており、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制に関する各対策の削減効果についても、今後精査していく。

注2: 非エネルギー起源CO₂の排出抑制の対策である「廃棄物の排出抑制、再生利用の推進」及びメタンの排出抑制の対策である「有機性廃棄物の直接埋立量の削減」の緩和影響の数値については、引き続き精査中。そのほか、NEとしている非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素の排出抑制の対策及び吸収源対策の削減効果についても、今後精査していく。

注3: 森林吸収源対策の緩和影響は、38,000ktCO₂以上と見込まれている。

注4: 2015年7月の約束草案提出時に行った将来推計に基づく推定値。

注5-1: 鉱質土壌による吸収量に限る。

注5-2: 1990年を基準とするネット・ネット方式により算出。

注5-3: 2013～2020年の各年の推計値に基づく数値。

注5-4: 数値モデルに基づく推計であるため、気温の変動等の外部要因により、将来見込みには一定の不確実性がある。

3.2 対応措置の社会経済的影響の評価

我が国は、対応措置の社会経済的な悪影響を最小化するための取組が重要である点を考慮し、行動を実施している。一方、気候変動問題を解決するための対応措置の実施により発生する具体的な悪影響を正確に評価することは難しいという点は留意すべきである。例えば、原油価格の変動は、原油需給バランスやその他の様々な要因（原油先物市場の動向、景気変動等）によって引き起こされるものであり、気候変動対策と具体的な悪影響との因果関係及びその程度は不明確である。

また、気候変動問題を真に解決するためには対応措置について発想の転換が必要不可欠であり、持続可能な成長が重要な一つの鍵となり得る。例えば、再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの排出削減に貢献するとともに、エネルギーアクセスの向上や防災対策、新しい産業の開発を通じた雇用対策に資する側面もある。リオ+20やCOPにおいても議論されているとおり、気候変動問題に適切に対処し、環境と経済を両立した持続可能な成長を実現するためには、グリーン経済への移行、低炭素成長の実現が重要な要素である。こうした低炭素社会の構築に向けた取組は今後全世界において加速されるべきである。我が国は、東アジア首脳会議参加国が地域協力を通じて低炭素成長を推進するために、東アジア低炭素成長パートナーシップ構想を提唱し、2012年から毎年東アジア低炭素成長パートナーシップ対話を開催している。また、優れた環境エネルギー技術で世界に貢献する「攻めの温暖化外交戦略（エース（ACE: Actions for Cool Earth）」）を公表し、その取組を着実に進めている。

3.3 排出削減量・吸収量、及び市場メカニズム・LULUCF 活動からのユニットの利用の推計

我が国の定量的な経済全体の排出削減目標の達成に向けた進捗に関する、2010～2013 年度の排出削減・吸収量、市場メカニズムからのユニットの利用及び LULUCF 活動からの排出・吸収量に関する情報は以下のとおり。

2013 年度における温室効果ガス総排出量（LULUCF を除く）は 14 億 800 万トンであり、LULUCF 活動からのユニット量 6,060 万トンを考慮すると、基準年である 2005 年度と比べ、-3.5%の水準にある。なお、市場メカニズムからのユニットは、現時点では取得していない。

表 3-2 進捗の報告 (CTF Table 4)

年	LULUCFを除く 総排出量	LULUCFの貢献	条約の下での市場メカニズムからの ユニット量		その他の市場メカニズムからの ユニットの量	
	(kt CO ₂ eq)	(kt CO ₂ eq)	(ユニット数)	(kt CO ₂ eq)	(ユニット数)	(kt CO ₂ eq)
(2005)	1,396,510.56	NA	0.00	0.00	0.00	0.00
2010	1,304,299.73	NA	0.00	0.00	0.00	0.00
2011	1,354,313.88	NA	0.00	0.00	0.00	0.00
2012	1,390,484.55	NA	0.00	0.00	0.00	0.00
2013	1,407,774.97	60,563.82	0.00	0.00	0.00	0.00
2014	NE	NE	0.00	0.00	0.00	0.00

表 3-3 京都議定書第3条3、4の下での活動に関する LULUCF 分野の排出・吸収量の計上に関連する緩和行動の更なる情報 (CTF Table 4(a)II)

温室効果ガス排出・吸収活動	基準年	純排出/吸収量								計上パラ メータ	計上量		
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020			Total	
		(kt CO ₂ eq)											
A. 3条3項活動													
A.1. 新規植林/再植林		-492.05									-492.05		-492.05
自然撓乱により除外される排出量		NA									NA		NA
自然撓乱を受けた土壌での除外される再吸収量		NA									NA		NA
A.2. 森林減少		1,663.43									1,663.43		1,663.43
B. 3条4項活動													
B.1. 森林経営											-52,711.02		-52,711.02
純排出/吸収量		-50,703.30									-50,703.30		
自然撓乱により除外される排出量		NA									NA		
自然撓乱を受けた土壌での除外される再吸収量		NA									NA		
代替植林に起因するデビット (CEF-ne)		NA									NA		
FM参照レベル (FMRL)		0.00									0.00		
FMRLへの技術的調整		2,007.72									2,007.72		
上限値												-362,404.00	
B.2. 農地管理 (選択している場合)	10,344.15	3,568.41									3,568.41	10,344.15	-6,775.75
B.3. 牧草地管理 (選択している場合)	848.01	-292.05									-292.05	848.01	-1,140.06
B.4. 植生回復 (選択している場合)	-77.74	-1,186.11									-1,186.11	-77.74	-1,108.37
B.5. 湿地の排水・再湛水 (選択している場合)	NA	NA									NA		NA

Documentation Box:

CRFレポーターの不具合のため、今後提出するCRFとは数値が異なる可能性がある。

表 3-4 市場メカニズムからのユニットの利用に関する情報 (CTF Table 4(b))

市場メカニズムのユニット		年			
		2013	2014		
京都ユニット	Kyoto Protocol units	(ユニットの単位)	0.00	0.00	
		(kt CO ₂ eq)	0.00	0.00	
	AAUs	(ユニットの単位)	0.00	0.00	
		(kt CO ₂ eq)	0.00	0.00	
	ERUs	(ユニットの単位)	0.00	0.00	
		(kt CO ₂ eq)	0.00	0.00	
	CERs	(ユニットの単位)	0.00	0.00	
		(kt CO ₂ eq)	0.00	0.00	
	tCERs	(ユニットの単位)	0.00	0.00	
		(kt CO ₂ eq)	0.00	0.00	
	ICERs	(ユニットの単位)	0.00	0.00	
		(kt CO ₂ eq)	0.00	0.00	
	その他のユニット	条約の下での市場メカニズムからのユニット	(ユニットの単位)		
			(kt CO ₂ eq)		
その他の市場メカニズムからのユニット		(ユニットの単位)	0.00	0.00	
		(kt CO ₂ eq)	0.00	0.00	
JCM	(ユニットの単位)	0.00	0.00		
	(kt CO ₂ eq)	0.00	0.00		
合計	(ユニットの単位)	0.00	0.00		
	(kt CO ₂ eq)	0.00	0.00		